

仕 様 書

1. 件名

令和8年度都内観光協会等向け観光人材育成支援事業業務委託

2. 目的

地域の観光振興を担う都内観光協会等に対して多面的に人材育成研修を実施し、地域における自主的な取組の推進や多様な主体との連携など、地域の観光振興をリード・コーディネートしていくことのできる人材の充実の促進を図る。

3. 契約期間

令和8年4月27日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5. 委託内容

以下のとおり、都内観光協会等への研修を実施すること。なお、各研修会の案内送付は実施の約1か月前とすること。

（1）研修会の企画・実施

各回の参加者向けに、以下ア～キをテーマに研修会を7回実施すること。テーマに基づき、最新のトレンドや実践的な手法、これからの観光地経営の在り方等を学び、研修会終了後も参加者が実務で活かせる内容とすること。また、都内観光協会等が置かれている現況と課題を十分に踏まえた内容とすること。7回の研修を通して、世界や国の潮流を踏まえながら、都内の各地域が優先的に取り組むべき課題は何か、今ある観光ポテンシャルを活かすために何をPRすべきか、住民の観光受容度を下げずに、更なる発展を遂げるために地域ができることは何かを考え、実践に向けて“動ける観光の担い手を育成する”ことを全体の目的とする。

＜各回共通事項＞

- ・参加者：（ア）都内観光協会等の実務担当者又は事務局長/管理職
（イ）区市町村又は商工会・商工会議所の観光事業実務担当者
- ・実施日：平日
- ・集客：（ア）都内の様々な地域から参加ができるように促す工夫をすること。また、参加者が固定されないような工夫をすること。
（イ）上記（ア）を達成するため、参加の動機付けになるようなインセンティブ

を用意すること（研修内容に関連した書籍等の配布、年間の研修参加回数に応じて景品の配布等）。

・リスク管理：

（ア）フィールドワークに際しては、旅行業法上の規定を遵守すること。また観光庁長官又は都道府県知事による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けた事業者でツアーを催行すること。

（イ）フィールドワーク開催に当たっては、参加者を補償する損害賠償保険等に加入する等、不測の事態に備えること。

（ウ）その他

事業をスムーズかつ安全に開催するためにフィールドワークの実施前に必要な事項を提案の上、以下を実施すること。

・開催判断：フィールドワークの前後及び当日、天候の悪化が予想される場合は、財団と協議の上、開催の可否を決定すること。

・連絡体制：参加者の緊急連絡先を前日までに確認し、上記の開催判断の結果を速やかにメールで通知すること。また、必要に応じて電話連絡も併用すること。

・その他 留意事項：

（ア）研修の実施に当たっては、円滑な研修運営のために事前に財団と十分な打合せを行い、時間配分や進行についての調整を行うこと。

（イ）オンライン及びハイブリッド形式で研修を実施する際には、適した配信環境を整備し、必要とされる機材等を準備すること。また、配信トラブル等起こった場合も想定し、バックアップ体制（予備のパソコン、Wi-Fi 等）を構築しておくこと。

（ウ）参加者が各観光協会等において実践できるよう工夫を行うこと。

ア 研修会①「新任研修」

（ア）開催概要

・時期：令和8年5月下旬～6月上旬頃

・時間：2～3時間程度を想定（第1部）

・対象者：都内観光協会等又は区市町村の観光課に新たに着任した職員及び着任して2～3年目の職員

・実施方法：ZOOMを用いたオンライン

・参加人数：20人程度

・当日スケジュール（予定）：

第1部 新任研修（2～3時間程度）

第2部 （財団運営）「地域連携プラットフォーム事業」

説明会 40分程度

・その他：

本研修会は、財団が別途運営する「地域連携プラットフォーム事業（※）」における「説明会」との共同開催を予定しているため、上記の「第 1 部」の運営のみを行うこと。なお、共同開催をする場合は、「地域連携プラットフォーム事業」との調整を行うこと。

※都内観光協会 情報連絡ポータルサイト (<https://www.tokyo-tourism.net/>) の運営等を行っている事業。

(イ) 目的

新たに観光協会等の業務を担当する職員が、世界の潮流、日本全体や東京都の観光現況、都民や事業者等における観光に対する受入意向等の現況等について理解を深めるとともに、観光分野が今後進んでいく方向感を踏まえ、各担当者が何を考え、どのような行動をすべきか等を考えるきっかけとする。

(ウ) 内容

・講演会の実施

講演の内容は、以下を想定している。

▶ 海外・国・都の観光政策や最新動向について

【例示】

- ・海外の事例（カナダにおける Wealth & Wellbeing Index 等）
 - ・国の第 5 次観光立国推進基本計画の概要
 - ・国や都の観光政策（出国税の引き上げ、都の宿泊税定率制への変更等）
 - ▶ 東京都の地域別（区部・多摩エリア・島しょ）における課題等について
 - ▶ 2026 年度以降に強化が進むと考えられる地方への誘客・分散化の本格化、観光による地域の持続可能性の更なる追及、住民理解の醸成を含めた「質」の高い観光への移行などに向けた取組等。
 - ▶ 講義終了後又は適切なタイミングにおいて、参加者からの質問に対応するための質疑応答の時間を設けること。
- ・講師は、以下(a)・(b)の条件を可能な限りいずれも満たす者を、1 名選定すること。
- (a) 観光協会等、DMO、自治体又はこれに類する団体において、講演や研修を実施した経験を有する者。
 - (b) 新たに観光協会等の業務を担当する職員を対象として、観光分野の国内外における潮流や政策動向を体系的に説明できる者。

イ 研修会②「データ分析（基礎座学編）に関する研修」

(ア) 開催概要

- ・時期 : 令和 8 年 6 月～7 月頃
- ・時間 : 2～3 時間程度を想定
- ・対象者 : 実務担当者／管理職
- ・実施方法 : ZOOM を用いたオンライン

- ・参加人数：10人程度

(イ) 目的

観光現場で生きるデータ活用力を身につけるために、自治体や観光協会等における具体の取組事例を交えながらデータ活用の基礎を学ぶ。観光分野におけるデータの種類、読み解き方、業務への活かし方等について学び、データ活用に対する理解と実務へのイメージを醸成する。

(ウ) 内容

a 講演会の実施

- ・講演の内容は、以下例示を参照し、企画すること。

【例示】

- ▶ 観光分野で活用される主要なデータについて、「利用目的」「取得主体」「データの特徴」「活用時の留意点」等を整理した一覧を用いて解説を行う。なお、講演会実施前に、参加者がどのようなデータ活用を希望しているのか、アンケート調査等を実施すること。

対象とするデータは以下を想定するが、これらに限定されるものではない。

- ・人流データ（位置情報データ）
- ・観光庁等の公的統計データ
- ・携帯電話キャリア由来のデータ
- ・航空、鉄道等の交通関連データ
- ・宿泊施設関連データ

各データについては、「何が分かるのか」「どのような施策検討に向いているか」等を具体的に示し、参加者がデータ活用の基礎的な考え方を学べる内容とする。

- ・講師は、以下(a)・(b)の条件を可能な限りいずれも満たす者を、1名選定すること。
 - (a) 観光協会等、DMO、自治体又はこれに類する団体において、データ分析・データ活用に関する講演や研修を実施した経験を有する者。
 - (b) 都内外の観光協会等によるデータ活用の取組について、背景となる課題、活用したデータの内容、施策及び成果を含めた具体的な事例紹介を行える者。

b ワークショップ等の実施

ワークショップ等の実施を必須とはせず、解説や質疑応答等を適切に組み合わせるものとする。

ウ 研修会③「データ分析（実践編）に関する研修」

(ア) 開催概要

- ・時期：令和8年7月頃
- ・時間：2～3時間程度を想定
- ・対象者：実務担当者／管理職
- ・実施方法：ZOOMを用いたオンライン＋会場のハイブリッド形式

- ・参加人数：10人程度
- ・その他：参加者のパソコン持参有無（パソコン持参者・非持参者）に応じた受講環境の対応方法について、具体的な運用案を設定すること。

（イ）目的

研修会②で学んだ知識を踏まえ、実際のデータ（人流データ、観光庁データ等）を使って自地域の分析（一極集中している要因等の抽出と分散策の検討、自地域への一層の誘客に向けたデータ収集方法等）を行うことを目的とする。

（ウ）内容

a 講演会の実施

講演会は、以下の要件を踏まえ、必要に応じて実施するものとする。

講師は研修会②と同一とし、研修会②の欠席者であっても本研修会の内容を理解できるよう、前提知識の整理及び説明方法等について適切な工夫を行うこと。

b ワークショップ等の実施

- ・ワークショップ形式により、「研修会②」で習得した知識及び手法について、パソコンを用いた実践的な活用方法を学ぶワークショップを実施すること。

【例示】

- ▶ 「研修会②」において取り上げたデータ収集方法を活用し、参加者各自の地域を対象としたデータ分析を実施する。
その分析結果から読み取れる内容を整理するとともに、そこから導き出される課題や次の一手となる施策の検討を実際に行う。
あわせて、講師が専門的な観点から、より効果的な分析手法や施策検討の進め方等について助言・フィードバックを行うものとする。
- ▶ ある自治体を例に挙げ、参加者がグループになって実際にデータ収集・分析を行い、発表を行う。

エ 研修会④「広報PRに関する研修」

（ア）開催概要

- ・時期：令和8年9月頃
- ・時間：2～3時間程度を想定（第1部）
- ・対象者：管理職／実務担当者
- ・実施方法：ZOOMを用いたオンライン＋会場のハイブリッド形式
- ・参加人数：20人程度
- ・当日スケジュール（予定）

第1部	広報PRに関する講演会	1時間～1時間半程度
第2部	（財団運営）「地域連携プラットフォーム事業」	
	説明会	30分程度
	交流会	1時間程度

・その他：

本研修会は、財団が別途運営する「地域連携プラットフォーム事業」における「説明会・交流会」との共同開催を予定しているため、上記の「第1部」の運営のみを行うこと。なお、共同開催をする場合は、「地域連携プラットフォーム事業」との調整を行うこと。

(イ) 目的

訪日外客数が過去最高の 4,000 万人を突破し、都民や事業者等の中での観光に対する意識や観光客等の受入意向に変化が生じている可能性もあることから、これまでの効果的な広報 PR 手法だけでなく、地域住民や事業者等へのメッセージの発信方法についても理解を深めることを目的とする。

(ウ) 内容

a 講演会の実施

- ・講演の内容は、以下例示を参照し、企画すること。

【例示】

- ▶ 効果的な広報 PR 手法に加え、住民理解の醸成を含めた「質」の高いイベント実施等に向けたメッセージを盛り込み、発信する方法。
- ▶ 情報発信の工夫によって、特定の時期・場所への人の集中を防ぎ、地域への環境負荷を軽減できることも学べる内容とする。
- ▶ 観光協会等の運営や意思決定に関わる事務局長の視点と、広報 PR 等を担う実務担当者の視点の双方にとって有益なものとなるよう構成する。

- ・講師は、以下(a)・(b)の条件を可能な限りいずれも満たす者を、1名選定すること。

(a) 都内又は他県の観光協会等、DMO、自治体その他これに類する団体において、広報・PR や情報発信等の実務経験を有し、当該取組について具体的な事例紹介が可能である者。

(b) 観光客向けの情報発信にとどまらず、地域住民や事業者等へ意識した取組等を実施した実績を有する者。

b ワークショップ等の実施

ワークショップ等の実施を必須とはせず、解説や質疑応答等を適切に組み合わせるものとする。

オ 研修会⑤「観光トレンドツアーⅠ スチュワードシップ（オンライン座学編）」

(ア) 開催概要

- ・時期：令和8年10月頃
- ・時間：2～3時間程度を想定
- ・対象者：実務担当者／管理職
- ・実施方法：ZOOMを用いたオンライン
- ・参加人数：20人程度

(イ) 目的

来訪者数や消費額などの量指標だけでなく、滞在満足度、体験の深さ、リピーター率などの質的な取組の重要性を学ぶとともに、住民感情の改善等に向けて、行政などが積極的に関与している事例や持続可能な観光の推進に沿った指標等を用いて取組を進めている地域の事例を学ぶことを目的とする。

また、視察前に事前勉強会（講演会）を設定することで、観光業界における「スチュワードシップ」の概要及び以下「カ 研修会⑥『観光トレンドⅡ（スチュワードシップ）フィールドワーク編』で設定する視察先についての理解を深める。

(ウ) 内容

a 講演会の実施

- ・講演の内容は、以下例示を参照し、企画すること。

【例示】

▶ スチュワードシップの基本概念理解

スチュワードシップの考え方を通じて、地域内の多様な関係者（住民・事業者・観光客）の関係性や、観光を通じた相互の貢献のあり方を整理する。

※ スチュワードシップ（Stewardship）という考え方

観光、DMO の文脈での Stewardship とは、「観光地（地域資源・文化・住民の暮らし）を、責任を持って運営し、目先の利益ではなく地域の幸福や持続可能性を第一に考える経営姿勢」。

<https://www.travelvoice.jp/20250626-157875>

- ▶ 参加者が現場から実務に活用可能な知見を得られるようにするため、視察に当たって留意すべき点（以下の例示を参照）を事前に提示し、フィールドワークを単なる視察で終わらせない工夫をすること。

【視点の例示】

- ・住民との関係性
- ・合意形成のプロセス
- ・行政、観光協会等の関与
- ▶ 成功事例だけでなく、実務で直面した課題や試行錯誤のプロセスを取り上げ、参加者の理解を深める内容とすること。

【課題等の例示】

- ・住民、事業者からの反対意見への対応
- ・行政、観光協会等、民間事業者の役割分担の難しさ
- ・地域内での合意形成に時間を要したことと、その工夫
- ・講師は、以下(a)・(b)の条件を可能な限りいずれも満たす者を、1名選定すること。
 - (a) スチュワードシップの基本概念を理解し、多様な関係者の関係性と相互貢献の在り方を説明できる者。
 - (b) 観光協会等、行政、DMO 又はこれに類する団体が主体的に関与し、住民理解の醸成

や地域内合意形成を進めながら観光施策を推進した具体的事例を説明できる立場・経験を有する者。

b ワークショップ等の実施

ワークショップ等のテーマは、参加者が自身の地域の状況と関連付けて考察できる内容とすること。

【テーマの例示】

- ・ 自地域における主要なステークホルダーは誰か（行政、観光協会、商店街、住民、事業者、NPO など）
- ・ 自地域で起こりやすい利害対立
- ・ 自地域に持ち帰って応用できる要素は何か
- ・ 自地域でスチュワードシップを実施する際の課題は何か

カ 研修会⑥「観光トレンドツアーⅡ（スチュワードシップ）フィールドワーク編」

（ア）開催概要

- ・ 時期：令和8年11月頃
- ・ 時間：集合場所からの移動時間を含め、1日程度を想定
- ・ 対象者：実務担当者／管理職

※上記「オ研修会⑤『観光トレンドⅠ（スチュワードシップ）座学編』」の受講を前提とする。

- ・ 実施方法：現地研修
- ・ 参加人数：20人程度

（イ）目的

研修会⑤と同じ

（ウ）内容

a 視察ツアーの実施

- ・ スチュワードシップに関する以下(a)・(b)の条件を満たし、(c)・(d)・(e)の条件を踏まえて具体的な取組を行っている都内又は他県の地域を視察するツアーを実施すること。

- (a) 先進的又はロールモデルとなる取組を行っている地域であること。
- (b) 研修の行程を考慮し、移動時間を片道3時間以内とすること。
- (c) 観光協会等が主体となっている取組であればなお望ましい。
- (d) 都内全域（23区・多摩エリア・島しょ部）の観光協会等において共通に取り組めるものであることが望ましい。

※「研修会⑤」と「研修会⑥」は同じ地域を設定すること。また、「研修会⑥」は「研修会⑤」の実施後1か月以内を目途に実施すること。

- ・ 視察先において、地域の担当者と名刺交換や質疑応答等をする時間を設けて行程を組むこと。

b ワークショップ、意見交換会の実施

- ・ワークショップ、意見交換会等の実施を必須とはせず、解説や質疑応答等を適切に組み合わせるものとする。
- ・行程により、ツアー中のバス車内・昼食の食事会場・視察する施設内等での実施も可能とする。

c 移動車両（ドライバー含む。）の手配

- ・参加先が都内区部から在来線等で1時間以上かかる場所の場合は、参加者の利便性を踏まえ、移動手段を手配すること（貸切バス・新幹線等）。
- ・手配条件
 - ▶ 運送事業者の選定に当たっては、必要な資格を有し、関係法令を遵守し安全面に配慮した者を手配すること。
 - ▶ 行程上必要な有料道路代、駐車代及び乗務員の食事代、回送費用等の諸経費を本件の委託料に含めること。

d 行程中の昼食の手配

- ・昼食時間を挟む行程を企画する場合は、研修の内容や行程上のアクセスの良さを踏まえて、参加者の食事場所及び内容を選定・手配すること。
- ・手配条件
 - ▶ 食事場所について、収容人数、アレルギー対応、貸切の可否等を提示すること。
 - ▶ 飲食代は本件の委託料に全て含めること。ただし、ドリンク類については、上限額を決める等事前に調整しておくこと。
 - ▶ 実際の食事場所・内容は、財団と協議の上決定すること。

e その他

「研修会⑥」に参加するためには「研修会⑤」の受講を前提とするが、「研修会⑤」実施日に業務都合等により参加できなかった者は、後日研修内容の動画を視聴しアンケートに回答をすること等で、「研修会⑥」への参加資格を得るものとする。

キ 研修会⑦「都内観光協会視察ツアー（多摩エリア）」

（ア）開催概要

- ・時期：令和8年12月頃
- ・時間：集合場所からの移動時間を含め、半日～1日程度を想定
- ・対象者：実務担当者／管理職
- ・実施方法：実地研修
- ・参加人数：20人程度

（イ）目的

都内観光協会等の職員が多摩エリアの観光協会等を訪問し、観光協会等や自治体との交流と相互理解を深めるとともに、各地域で実践されている具体的な取組や直面している課題を学ぶことで、地域課題の共有と他の観光協会等や自治体との連携を図る目

的とする。

(ウ) 内容

a 視察ツアーの実施

都内観光協会等（多摩エリア）の中から1～2箇所選定し、地域内を視察するツアーを企画・実施すること。企画の際には、テーマも合わせて設定すること（八王子車人形及び説経浄瑠璃に代表される江戸時代から続く伝統芸能等）。

- ・視察先において、地域の担当者と名刺交換や質疑応答等をする時間を設けて行程を組むこと。

b 講演会の実施

- ・視察ツアーの実施中に、視察先の観光協会等職員による講演会を実施すること。
- ・講演の内容は、以下を想定している。
 - ▶ 当該都内観光協会等の運営面の成功体験、苦労、工夫
 - ▶ 当該都内観光協会等の独自の取組について（取組のきっかけや過程、地域の課題との向き合い方、関係者の巻き込み方等）

c ワークショップ、意見交換会の実施

- ・ワークショップ、意見交換会等の実施を必須とはせず、解説や質疑応答等を適切に組み合わせるものとする。
- ・行程により、ツアー中のバス車内・昼食の食事会場・視察する施設内等での実施も可能とする。

d 移動車両（ドライバー含む。）の手配

- ・視察行程に応じて、タクシーや貸切バス等の手配を見込むこと。
- ・手配条件
 - ▶ 運送事業者の選定に当たっては、必要な資格を有し、関係法令を遵守し安全面に配慮した者を手配すること。
 - ▶ 行程上必要な有料道路代、駐車代及び乗務員の食事代、回送費用等の諸経費を本件の委託料に含めること。

e 行程中の昼食の手配

- ・昼食時間を挟む行程を企画する場合は、本研修の内容や行程上のアクセスの良さを踏まえて、参加者の食事場所及び内容を選定・手配すること。
- ・手配条件
 - ▶ 食事場所について、収容人数、アレルギー対応、貸切の可否等を提示すること。
 - ▶ 飲食代は本件の委託料に全て含めること。ただし、ドリンク類については、上限額を決める等事前に調整しておくこと。
 - ▶ 実際の食事場所・内容は、財団と協議の上決定すること。

(2) 開催案内

研修会実施の約1か月前に開催案内を行うこと。なお、研修会開催の案内・発信は財団に

て行うが、研修会案内書面の作成、参加申込者の取りまとめ・連絡及びその他フォロー等を行うこと。

(3) 研修会の記録・録画

ア 会場のレイアウトや研修中の参加者の様子が分かる写真を撮影し、研修の様子を記録すること。なお、撮影された写真や動画を広報活動や報告書等で使用する際は、事前に参加者の承諾を得ること。

イ 研修会①、②、③、④及び⑤について研修の内容を録画すること。録画した動画は配信用として編集し、研修会終了後にデータ納品すること。映像は、後日財団にてオンデマンド配信を行う。また、録画動画を配信することを踏まえて、講師と講義内容、資料内容及び録画内容について調整を行うこと。

ウ 研修会⑥及び⑦について講演会の内容を録画すること。録画した動画は財団の記録用として保管し、外部への配信は行わない。研修会終了後にデータ納品すること。

(4) アンケートの作成・実施・集計・分析

各研修会終了後、参加者あてにアンケートを作成し、実施すること。回収したアンケートは、設問ごとに集計・分析し結果をまとめて報告すること。なお、選択肢による回答はその割合をグラフにして表示し、データ入力を行った記述回答は類似内容ごとに並べ、まとめて記載するなど工夫を施すこと。

6. 書類等の提出

受託者は、全ての工程終了後に、全体（「5. 委託内容」の内容）をまとめ、以下を作成して提出すること。

(1) 報告書 3部

- ・原則として、Microsoft Office（A4版、縦若しくは横書きカラー）で作成すること。
- ・研修内で行った意見交換会等について、参加者の発言録等を添付すること。
- ・報告書提出：令和9年2月～令和9年3月上旬

(2) 報告書類の電子データ一式

データについては、全ファイルウィルスチェックの上、PDF形式のファイルを作成し提出すること。

7. 納入場所

財団の指定する場所

8. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出て、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9. 秘密の保持

受託者は、8.により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

8.により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」****第14に定めるところによる。

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

11. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12. 個人情報の保護等

- (1)「東京観光財団個人情報取扱要領」*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」**に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり8.により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

*「東京観光財団個人情報取扱要領」

https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

**「個人情報に関する特記仕様書」

https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

ア 財団職員の氏名、電話番号、メールアドレス

イ 観光協会等の氏名、電話番号、メールアドレス

ウ 財団より事業者を提供する過去の講師一覧（氏名、所属、連絡先）

エ その他事業を遂行する上で知り得た関係者の氏名、電話番号、メールアドレスなど

オ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスやcookieなど）もアイウエと同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (2)「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」***及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」****に定められた事項を遵守すること。

***https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

また、8.により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

(3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

1 3. 支払い方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。なおフィールドワークにおける移動に係る費用（車両代、有料道路代、駐車代及び乗務員の食事代、回送費用等）については、精算時に実際にかかった費用に応じて精算するものとする。

1 4. その他

- (1) 受託者は、本事業の開始に当たって、実施体制、スケジュール及びリスク管理方法を財団に提示し財団の了承を得ること（履行開始後、1 週間以内に財団に提出すること）。
- (2) 受託者は、財団と密接な連絡を取るとともに、業務について適宜進捗状況を報告し財団の確認を得ること。また、業務の円滑な遂行に留意し、進捗状況に関する財団の指示を遵守すること。
- (3) 受託者は、本事業の目的達成のために十分な配慮・工夫を行うよう努めること。また、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、財団と協議の上、必要な措置を講じること。
- (4) 感染症等の感染拡大などによる緊急事態宣言等の再度の発出など、新たな事例が生じた場合、事業の実施期間中においても適宜見直しを図ることがある。
- (5) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- (6) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。

1 5. 連絡先・提出先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課

〒1 6 3－0 9 1 5 東京都新宿区西新宿 2 丁目 3－1 新宿モノリス 1 5 階

電 話 0 3－5 5 7 9－2 6 8 2（直通）

以上